

船指監第2061号  
令和7年12月22日

市内 障害福祉サービス事業所等 管理者様

船橋市 指導監査課長

### 指定申請書類の申請期限の変更について

平素から、本市の福祉行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。  
標記の件につきまして、本市における取扱いを下記の通り変更いたしますので、ご確認くださいますようお願ひいたします。

記

#### 1. 対象となるサービス

障害福祉サービスすべて	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 療養介護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練） 就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援 共同生活援助、短期入所、自立生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援
障害児通所支援事業すべて	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等 訪問支援 障害児相談支援
地域生活支援事業すべて	日中一時支援、移動支援、重度障害者訪問入浴サービス

#### 2. 変更の内容

下表のとおり、指定申請書類の一次締め切りを現行の前月15日から前々月の末日へ変更します。

	変更後	変更前
前々月15日まで	消防法令適合状況確認申請 (該当するサービスのみ)	消防法令適合状況確認申請 (該当するサービスのみ)
前々月末日まで	<u>指定申請書類の一次締め切り</u>	
前月1日～15日	<u>書類の補正期間</u>	
前月15日まで	<u>手続き完了(不備はすべて解消)</u>	<u>指定申請書類の一次締め切り</u>
前月16日～末日	審査、指定決定通知発送	<u>書類の補正</u> 、審査、指定決定通知発送
当月1日	指定	指定

※変更届（変更申請、住居追加等も含む）や体制届（加算の届け出等）の提出期限は従来通りです。

### 3.変更期日

令和8年4月1日指定分から

※変更に伴う具体的な締め切り期限は下表のとおりです。

手続きの内容	1月指定分 提出期限等	2月指定分 提出期限等	3月指定分 提出期限等	4月指定分 提出期限等	5月指定分 提出期限等	6月指定分 提出期限等
消防法令適合 状況確認申請 (該当するサー ビスのみ)	11月15日 (土)	12月15日 (月)	1月15日 (木)	2月15日 (日)	3月15日 (日)	4月15日 (水)
指定申請 書類提出	12月15日 (月)	1月15日 (木)	2月15日 (日)	2月28日 (土)	3月31日 (火)	4月30日 (木)
指定	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日

※締切日が閉庁日の場合はメール等の電子申請等のみ受け付け(来庁の場合は直前の開庁日)

### 4.問い合わせ先

〒273-0011

船橋市湊町 2-8-11 市役所別館 2階

船橋市 指導監査課 指導監査第一係(障害福祉担当)

Tel:047-436-2425 Fax:047-436-2139

Mail:shogai-shitei@city.funabashi.lg.jp